

市民税・府民税の申告について（手引き）

令和6年2月

・「令和6年度 市民税・府民税の申告」は、令和6年1月1日時点で河内長野市に住所を有する人が、河内長野市に対して令和5年1月1日～12月31日の収入金額等を申告していただくものです。下記をお読みのうえ、必要事項を記入した申告書を提出してください。（令和6年1月1日時点で他の市区町村に住所を有する人は、その市区町村に対して申告が必要です。他の市区町村での申告手続きについては、その市区町村にご確認ください。）

・河内長野市への申告書提出は郵送でも受付します。郵送で提出される場合は、窓口受付の場合に原本確認させていただく各種控除の確認書類（生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除に係る支払医療費の明細書等）のコピーを添付してください。なお、郵送提出する人が申告書の控えの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封していただければ、申告書のコピーに受付印を押したものを返送します。

・河内長野市へ提出していただく申告書の作成は、河内長野市ホームページ（トップページ下部「申請・電子サービス」欄の「住民税試算（申告書作成）」にて、自宅のパソコン等から入力して行うこともできますが、その場合も、申告書の提出は紙媒体でお願いします（印刷したものを提出してください）。メール等の電子媒体での提出は、受付しておりません。

●申告が必要な人（下記に該当する場合でも、税務署へ「所得税の確定申告書」を提出された場合は、原則として市民税・府民税の申告は不要です。）

- 1 事業（営業等、農業）を営んでいた人 ※申告にあたっては、申告書裏面の「営業等・農業・不動産所得について」の欄も記入してください。
- 2 不動産、利子（源泉分離課税は除く）、生命保険の一時金などの所得があった人
- 3 大工、左官、パート・アルバイト、内職などの所得があった人
- 4 給与所得者で、給与以外の所得があった人、又は2ヶ所以上から給与を受けた人
- 5 給与所得者で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されない人
- 6 前年中に退職した人
- 7 公的年金等の受給者で、源泉徴収票に記載の所得控除（年金特別徴収分の社会保険料、扶養控除、障害者控除等）以外の所得控除の適用を受ける人
- 8 前年中に収入が無かった人 ※給与、年金の支払報告や確定申告等の所得情報が市に何も届かない場合、市では収入があったかどうかの判断ができないため、申告が無いと課税/非課税証明書を発行することができません。また、国民健康保険料なども高額になる場合があります。

●所得税の確定申告において 上場株式等に係る所得 を申告される際の注意事項

令和5年分所得の申告からは、上場株式等に係る配当や譲渡所得等申告をされる際に、【所得税】と【市民税・府民税】で異なる課税方式を選ぶことができなくなりました。これにより、確定申告された内容がそのまま市民税・府民税の計算にも適用されるので、扶養控除・配偶者控除の適用、非課税判定などに影響するほか、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料算定や保険給付判定（負担割合、自己負担限度額等）などの各種制度にも影響することになります。□

◇所得金額の計算方法

「所得金額」とは、「収入金額」（売上金等）から「必要経費」（仕入費用、租税公課、減価償却費等）を差し引いた残りの金額となります。事業（営業等、農業）にかかる「所得金額」の計算にあたっては、事業に従事する家族へ支払った給与も必要経費とすることができます（専従者控除）。なお、給与および年金については、「収入金額」とは源泉徴収票に記載される「支払金額」（税金や保険料等が差し引かれる前の金額）をいい、「必要経費」は、「収入金額」に応じて決められた計算式に当てはめて算出します。給与と年金の所得金額は、右側「2所得の計算について」の各表をもとに計算してください。

◇所得の種類

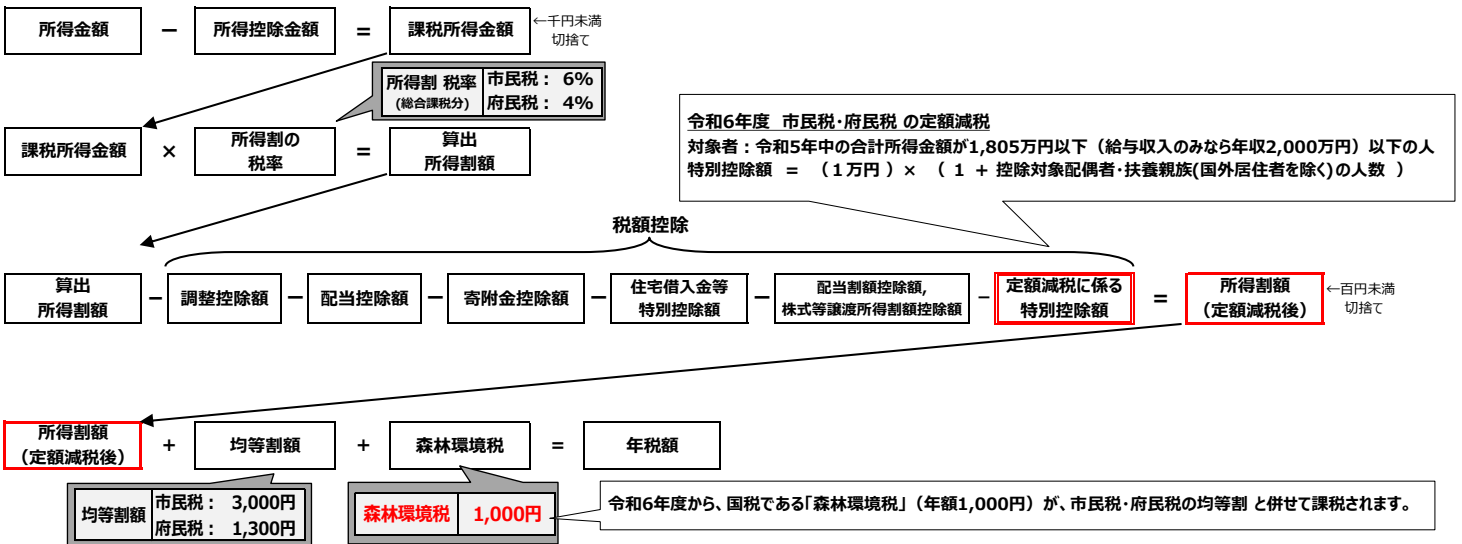
所得の種類	内 容
営 業 等	小売卸売業、飲食店業、製造業、外交員等
農 業	田・畑・果樹などの栽培、養鶏、養豚などの事業の経営から生ずる所得
利 子	預貯金、公社債などの利子所得（源泉分離課税分は除く）
配 当	株式、出資金の配当などの所得
不 動 産	土地、建物などの貸付による所得
譲 渡	土地、家屋、著作権、ゴルフ会員権、株式などの資産を譲渡した場合の所得
一 時	懸賞の賞金品、競輪・競馬の払戻金、生命保険契約に基づく一時金などの所得
山 林	5年を超える期間所有していた山林の伐採や譲渡による所得
給 与	給料、賃金、賞与などの所得。別欄給与所得金額の計算方法を参照
退 職	退職金、一時恩給などの所得
雑	恩給・年金等（別欄公的年金等の所得金額計算方法を参照）及び上記のいずれにも該当しない所得

※遺族年金・障害年金・傷病手当金・失業保険給付金などは非課税所得です（税額計算にあたっては「収入なし」とみなされます）。

※給与と所得があるが、源泉徴収票が無い場合や日給の場合は、申告書裏面の「給与と所得の内訳」を記入してください。

◇市民税・府民税・森林環境税 の算出方法

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



・東日本大震災復興基本法に基づく均等割額の引上げ（市民税500円、府民税500円）措置は令和5年度で終了しました（平成26～令和5年度の均等割額は市民税3,500円、府民税1,800円）。
・大阪府では、森林及び都市の緑の環境整備として実施する災害の防止及び暑熱環境の改善に係る施策等に必要の財源を確保するため、平成28～令和9年度の間、府民税均等割額に300円加算しています（府民税超過課税）

1 収入の内訳について 収入についてご記入ください。(1 ~ 5 は市・府民税申告書に記載の各項目に対応する番号)

2 所得の計算について

◎ 給与所得金額の計算方法 ◎ (※)

給与所得金額は給与等の収入金額から下記の表により算出してください。

給与収入金額		給与所得金額	
0円 ~ 550,999円		0円	
551,000円 ~ 1,618,999円		給与収入金額 - 550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円		給与収入金額 ÷ 4	(A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円		(千円未満の端数切り捨て)	(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		(A) , 000円	(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円		給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上		給与収入金額 - 1,950,000円	

例1) 前年中の給与収入金額が
1,610,000円の場合
→ 1,610,000円 - 550,000円
= **1,060,000円** (給与所得金額)

例2) 前年中の給与収入金額が
1,912,300円の場合
→ 1,912,300円 ÷ 4 = 478,075円
(千円未満の端数切り捨て) ↓
(A) 478,000円
478,000円(A) × 2.8 - 80,000円
= **1,258,400円** (給与所得金額)

◎ 公的年金等の所得金額計算方法 ◎

厚生年金、国民年金などの公的年金等の所得金額(雑所得)は下記の表により算出してください。

年齢区分	公的年金等の収入金額 (以下、【N】と表記)	公的年金等に係る雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外に所得に係る合計所得金額が		
		1,000万円以下の場合	1,000万円超~2,000万円以下の場合	2,000万円超の場合
昭和34年 1月2日以後に 生まれた人 (65歳未満)	1,299,999円以下	【N】 - 600,000円	【N】 - 500,000円	【N】 - 400,000円
	1,300,000円~4,099,999円	【N】 × 0.75 - 275,000円	【N】 × 0.75 - 175,000円	【N】 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	【N】 × 0.85 - 685,000円	【N】 × 0.85 - 585,000円	【N】 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	【N】 × 0.95 - 1,455,000円	【N】 × 0.95 - 1,355,000円	【N】 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	【N】 - 1,955,000円	【N】 - 1,855,000円	【N】 - 1,755,000円
昭和34年 1月1日以前に 生まれた人 (65歳以上)	3,299,999円以下	【N】 - 1,100,000円	【N】 - 1,000,000円	【N】 - 900,000円
	3,300,000円~4,099,999円	【N】 × 0.75 - 275,000円	【N】 × 0.75 - 175,000円	【N】 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	【N】 × 0.85 - 685,000円	【N】 × 0.85 - 585,000円	【N】 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	【N】 × 0.95 - 1,455,000円	【N】 × 0.95 - 1,355,000円	【N】 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	【N】 - 1,955,000円	【N】 - 1,855,000円	【N】 - 1,755,000円

(※) 5 所得金額調整控除について

下記の①、②に該当する人は、上表より算出した「給与所得金額」から更に「所得金額調整控除額」を差し引いた額が、その人の「給与所得金額」となります。

- ①. 前年中の給与収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する人
ア 特別障害者
イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合

所得金額調整控除額 = [(給与収入金額(上限1000万円) - 850万円) × 10%]

- ②. 給与所得控除後の給与の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、
給与所得控除後の給与所得の金額 と 公的年金等に係る雑所得の金額 の合計額 が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = [給与所得(上限10万円) + 公的年金等雑所得(上限10万円) - 10万円]

■ 市民税・府民税・森林環境税が課税されない人

・次の①~③のいずれかに当てはまる人は、市民税・府民税・森林環境税 が課税されません。

- ①その年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
②障害者、未成年者(令和6年度課税にあたっては平成18年1月3日以降生まれの未婚の人)、寡婦、ひとり親のいずれかに該当し、
前年中の「合計所得金額」が135万円以下の人(収入が給与のみの場合は給与収入204万4千円未満の人)
③前年中の「合計所得金額」が下記の金額以下の人
・扶養親族等(※)がいる場合 → 315,000円 × (1 + 扶養親族等の人数) + 100,000円 + 189,000円
・扶養親族等(※)がいない場合 → 415,000円

・前年中の「合計所得金額」が下記の金額以下の人は、市民税・府民税 が課税されません。

- ・扶養親族等(※)がいる場合 → 320,000円 × (1 + 扶養親族等の人数) + 100,000円 + 190,000円
・扶養親族等(※)がいない場合 → 420,000円

・前年中の「総所得金額等」が下記の金額以下の人は、市民税・府民税のうち 所得割 が課税されません。

- ・扶養親族等(※)がいる場合 → 350,000円 × (1 + 扶養親族等の人数) + 100,000円 + 320,000円
・扶養親族等(※)がいない場合 → 450,000円

*「扶養親族等」…本人と生計を一にする、合計所得48万円以下の配偶者や親族(16歳未満の人も含みます)

◇ 合計所得金額…①~⑦の合計額をいい、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、控除対象配偶者、扶養親族の所得判定の要件になります。
①純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用せずに計算した総所得金額

- ②分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除前)
③分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額(上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後、繰越控除適用前の金額)
④分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用前の金額)
⑤分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除適用前の金額)
⑥退職所得金額(分離課税の対象となる退職所得は除きます)
⑦山林所得金額

◆ 総所得金額等…雑損控除、医療費控除、寄附金控除の控除限度額を計算する場合の基準となります。

合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を適用して計算した金額

3

所得控除（所得から差し引くもの）について

(【 】の数字は、「市民税・府民税申告書」に記載の各種控除に対応します)

控除の種類	控除額（市民税・府民税の計算にあたり適用する控除額。所得税の控除額とは一部異なります）																																																																									
社会保険料控除【109】	前年中に支払った、又は給与や年金から控除された、健康保険料・年金掛金・雇用保険料・介護保険料等の社会保険料の合計額 ※勤務先の年末調整で記入した社会保険料や年金から特別徴収された社会保険料は、申告しなくても自動で控除が適用されますが、それ以外の納付書や口座振替で納付した社会保険料の控除を適用するためには申告が必要です。 ※本人ではなく配偶者や扶養親族の年金等から天引きされた健康保険料、介護保険料等は、社会保険料控除として申告することができません。																																																																									
小規模企業共済等掛金控除【116】	前年中に支払った、小規模企業共済法の規定による共済契約の掛金（旧第2種共済掛金を除く）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の金額																																																																									
生命保険料控除【113～115、117～119】	前年中に支払った生命保険料から計算した、下記①+②+③の金額【上限額：70,000円】 ①一般生命保険料控除額 次のa～cにより計算 ②個人年金保険料控除額 次のa～cにより計算 ③介護医療保険料控除額 次のaにより計算 新契約分： 平成24年1月1日以後の契約分 旧契約分： 平成23年12月31日以前の契約分																																																																									
	a.新契約分のみの場合 →新契約分控除額（右表【1】で計算） b.旧契約分のみの場合 →旧契約分控除額（右表【2】で計算） c.新旧の契約が両方ある場合 → <table><tr><td>旧契約分控除額</td><td>【上限35,000円】</td></tr><tr><td>旧契約分控除額 + 新契約分控除額</td><td>【上限28,000円】</td></tr></table> のうちいずれか多い方	旧契約分控除額	【上限35,000円】	旧契約分控除額 + 新契約分控除額	【上限28,000円】	<table><tr><td>前年中に支払った保険料(A)</td><td>控除額</td></tr><tr><td>～12,000円</td><td>〈A〉の全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>〈A〉×0.5+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>〈A〉×0.25+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円～</td><td>28,000円(上限額)</td></tr><tr><td>～15,000円</td><td>〈A〉の全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>〈A〉×0.5+7,500円</td></tr><tr><td>40,000円～70,000円</td><td>〈A〉×0.25+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円～</td><td>35,000円(上限額)</td></tr></table>	前年中に支払った保険料(A)	控除額	～12,000円	〈A〉の全額	12,001円～32,000円	〈A〉×0.5+6,000円	32,001円～56,000円	〈A〉×0.25+14,000円	56,001円～	28,000円(上限額)	～15,000円	〈A〉の全額	15,001円～40,000円	〈A〉×0.5+7,500円	40,000円～70,000円	〈A〉×0.25+17,500円	70,000円～	35,000円(上限額)	【1】 新 契約分																																																	
旧契約分控除額	【上限35,000円】																																																																									
旧契約分控除額 + 新契約分控除額	【上限28,000円】																																																																									
前年中に支払った保険料(A)	控除額																																																																									
～12,000円	〈A〉の全額																																																																									
12,001円～32,000円	〈A〉×0.5+6,000円																																																																									
32,001円～56,000円	〈A〉×0.25+14,000円																																																																									
56,001円～	28,000円(上限額)																																																																									
～15,000円	〈A〉の全額																																																																									
15,001円～40,000円	〈A〉×0.5+7,500円																																																																									
40,000円～70,000円	〈A〉×0.25+17,500円																																																																									
70,000円～	35,000円(上限額)																																																																									
地震保険料控除【120～122】	前年中に支払った地震保険料について、下表により計算した控除額の合計【上限額：25,000円】																																																																									
地震保険と旧長期損害保険がセットになっている場合は、いずれか一方のみ適用	<table><tr><th colspan="2">【地震保険】</th><th colspan="2">【旧長期損害保険】</th></tr><tr><th>前年中に支払った保険料(B)</th><th>控除額</th><th>前年中に支払った保険料(B)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～50,000円</td><td>〈B〉×0.5</td><td>～5,000円</td><td>〈B〉の全額</td></tr><tr><td>50,001円～</td><td>25,000円</td><td>5,001円～15,000円</td><td>〈B〉×0.5+2,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,001円～</td><td>10,000円</td></tr></table>				【地震保険】		【旧長期損害保険】		前年中に支払った保険料(B)	控除額	前年中に支払った保険料(B)	控除額	～50,000円	〈B〉×0.5	～5,000円	〈B〉の全額	50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	〈B〉×0.5+2,500円			15,001円～	10,000円																																																		
【地震保険】		【旧長期損害保険】																																																																								
前年中に支払った保険料(B)	控除額	前年中に支払った保険料(B)	控除額																																																																							
～50,000円	〈B〉×0.5	～5,000円	〈B〉の全額																																																																							
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	〈B〉×0.5+2,500円																																																																							
		15,001円～	10,000円																																																																							
寡婦控除・ひとり親控除【501】	寡婦控除 260,000円　ひとり親控除 300,000円（事実婚と認められる相手がいる場合は対象外） 寡　婦：前年中の合計所得金額が500万円以下であり、前年の12月31日時点で下記の①もしくは②に該当する人。 ①子ではない扶養親族（他の人の扶養親族でなく総所得金額等48万円以下）のいる、夫と離別した人。 ②死別もしくは、夫の生死が明らかでない人。 ひとり親：前年中の合計所得金額が500万円以下であり、前年の12月31日時点で生計を一にする子(他の人の扶養親族でなく総所得金額等48万円以下の子)のいる単身者。																																																																									
勤労学生控除【501】	260,000円 本人が前年の12月31日に大学、高等学校等の学生であり、前年中の合計所得金額が75万円以下かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人																																																																									
障害者控除【501】	前年の12月31日時点での障害者（本人、控除対象配偶者、扶養親族）1人につき 260,000円 （特別障害者は 300,000円、同居特別障害者は 530,000円） ※16歳未満の扶養親族および同一生計配偶者についても適用可能。 ※特別障害者…身体障害者手帳（1・2級）・精神障害者保健福祉手帳（1級）・療育手帳（A）等 または同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人など。 ※同居特別障害者…特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、かつ納税者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。 本人以外の障害については、前年中の合計所得金額が48万円以下である扶養親族等（前年中に死亡された人も含む）の障害について障害者控除を適用できます。																																																																									
配偶者控除【128】	<table><tr><th colspan="2">配偶者の</th><th colspan="3">本人の前年中の合計所得金額</th><th rowspan="2">前年中の合計所得金額が48万円以下で年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の配偶者は「老人控除対象配偶者」</th></tr><tr><th>前年中の合計所得金額</th><th></th><th>900万円以下</th><th>900万円超950万円以下</th><th>950万円超1千万円以下</th></tr><tr><td>48万円以下</td><td>70歳未満</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td><td rowspan="8">・本人の前年中合計所得金額が1千万円超なら配偶者控除・配偶者特別控除は適用不可 ・夫婦の間で互いに配偶者特別控除を適用することは不可</td></tr><tr><td></td><td>70歳以上</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>48万円超95万円以下</td><td></td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td></td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td></td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td></td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td></td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td></td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>120万円超125万円以下</td><td></td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td><td></td></tr><tr><td>125万円超130万円以下</td><td></td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td><td></td></tr><tr><td>130万円超133万円以下</td><td></td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td><td></td></tr></table>				配偶者の		本人の前年中の合計所得金額			前年中の合計所得金額が48万円以下で年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の配偶者は「老人控除対象配偶者」	前年中の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下	48万円以下	70歳未満	330,000円	220,000円	110,000円	・本人の前年中合計所得金額が1千万円超なら配偶者控除・配偶者特別控除は適用不可 ・夫婦の間で互いに配偶者特別控除を適用することは不可		70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円	48万円超95万円以下		330,000円	220,000円	110,000円	95万円超100万円以下		330,000円	220,000円	110,000円	100万円超105万円以下		310,000円	210,000円	110,000円	105万円超110万円以下		260,000円	180,000円	90,000円	110万円超115万円以下		210,000円	140,000円	70,000円	115万円超120万円以下		160,000円	110,000円	60,000円	120万円超125万円以下		110,000円	80,000円	40,000円		125万円超130万円以下		60,000円	40,000円	20,000円		130万円超133万円以下		30,000円	20,000円	10,000円	
配偶者の		本人の前年中の合計所得金額			前年中の合計所得金額が48万円以下で年齢70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の配偶者は「老人控除対象配偶者」																																																																					
前年中の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下																																																																						
48万円以下	70歳未満	330,000円	220,000円	110,000円	・本人の前年中合計所得金額が1千万円超なら配偶者控除・配偶者特別控除は適用不可 ・夫婦の間で互いに配偶者特別控除を適用することは不可																																																																					
	70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円																																																																						
48万円超95万円以下		330,000円	220,000円	110,000円																																																																						
95万円超100万円以下		330,000円	220,000円	110,000円																																																																						
100万円超105万円以下		310,000円	210,000円	110,000円																																																																						
105万円超110万円以下		260,000円	180,000円	90,000円																																																																						
110万円超115万円以下		210,000円	140,000円	70,000円																																																																						
115万円超120万円以下		160,000円	110,000円	60,000円																																																																						
120万円超125万円以下		110,000円	80,000円	40,000円																																																																						
125万円超130万円以下		60,000円	40,000円	20,000円																																																																						
130万円超133万円以下		30,000円	20,000円	10,000円																																																																						
扶養控除【131】	一般（16歳～18歳、23歳～69歳の扶養親族1人につき）330,000円 特定（19歳～22歳の扶養親族1人につき）450,000円 老人（70歳～の扶養親族1人につき）380,000円 同居老親（老人扶養かつ同居老親等1人につき）450,000円 ↑前年中の合計所得金額が48万円以下である下記の人（前年中に死亡した人も含む）が該当します 一般：平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ、昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ 特定：平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ 老人：昭和29年1月1日以前生まれ　同居老親：老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居している人																																																																									
基礎控除【144】	<table><tr><th>本人の前年中の合計所得金額</th><th>2,400万円以下</th><th>2,400万円超～2,450万円以下</th><th>2,450万円超～2,500万円以下</th><th>2,500万円超</th></tr><tr><td>基礎控除額</td><td>430,000円</td><td>290,000円</td><td>150,000円</td><td>0円</td></tr></table>				本人の前年中の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超	基礎控除額	430,000円	290,000円	150,000円	0円																																																												
本人の前年中の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超																																																																						
基礎控除額	430,000円	290,000円	150,000円	0円																																																																						
雑損控除【102～105】	所有する資産について前年中に災害、盗難、横領等による損害を受けた場合に、下記の額を控除。 {（損害金額－保険金等で補てんされた金額）－（総所得金額等の合計額×10%）} { {（損害金額－保険金等で補てんされた金額）のうち（災害関連支出の金額）} －5万円 } のいずれか多い方																																																																									
医療費控除【106～108】	①医療費控除【上限額：200万円】 （前年中に支払った医療費の金額－保険金等で補てんされた金額）－{(10万円)又は(総所得金額等の合計額×5%)の少ない方} ②医療費控除の特例…セルフメディケーション税制【上限額：88,000円】 (前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用－保険金等で補てんされる金額)－12,000円																																																																									
①・②のいずれかを選択（両方の適用は不可）																																																																										

3

4 税額控除（税額から差し引くもの）について

寄附金税額控除【126、138～140】

前年中に下記A～Cの寄附金を支出し、その合計額が2千円を超える場合に、下記の控除額を所得割の金額から差し引きます。

- 対象の寄附金 A 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社への寄附金
 B 都道府県・市町村への寄附金で総務大臣が指定するもの（ふるさと納税）
 C 大阪府・河内長野市が条例で指定する団体への寄付金

○控除額 A・Cは次の①により計算した額。 Bは次の①②により計算した額の合計。

- ①基本控除額 「寄附金(A+B+C)^{※1}－2,000円」×10%（市民税6%・府民税4%）
②特例控除額^{※2} 「寄附金B^{※1}－2,000円」×{90%－（5～45%（所得税の税率^{※3}）×1.021）}

※1 総所得金額等の合計額の30%が上限となります。

※2 B（ふるさと納税）にのみ適用され、市民税・府民税の算出所得割額（調整控除を差し引いた後の額）の20%が上限となります。

※3 市民税・府民税の課税総所得金額（総合）から人的控除の差額を控除した所得に対応する所得税の税率となります。

- ◎ ふるさと納税の際に「ワンストップ特例」の申請をされても、その後「申告」を行うと、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は無効となるため、ふるさと納税をされた人は申告にあたり「寄附金税額控除」の記入を忘れないようにご注意ください。

住宅借入金等特別税額控除【157】

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除（平成23年以降入居分）を受けた場合、①と②のいずれか少ない金額を所得割の金額から差し引きます。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額
②所得税の課税総所得金額等の5%又は7%（入居年月日や住宅取得に適用される消費税率により、下記のとおりとなります）

平成26年3月31日まで	課税所得の5%（上限 97,500円）
平成26年4月1日以降	課税所得の7%（上限136,500円）※注1
令和元年10月1日から 令和2年12月31日まで*	当初10年 課税所得の7%（上限136,500円）※注2 11～13年目 建物価格の2／3% か 住宅ローン年末残高の1% の少ない方
* 契約が【注文：R2.9末まで、分譲・中古・増改築：R2.11末まで】で、入居がR3.12末までなら対象（特例取得）	
* 契約が【注文：R3.9末まで、分譲・中古・増改築：R3.11末まで】で、入居がR4.12末までなら対象（（特例）特別特例取得）	
令和4年1月1日以降	課税所得の5%（上限 97,500円）※注3

※注1 消費税率が8%の場合のみ適用（特定取得）

※注2 消費税率が10%の場合のみ適用（特別特定取得）

※注3 消費税引上げによる需要平準化対策終了により控除額引下げ

配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除【193、194】

前年中の配当や株式等譲渡所得から配当割額、株式等譲渡所得割額を特別徴収された人が、その対象となる配当や譲渡所得を申告した場合は、特別徴収された配当割額または株式等譲渡所得割額控除額を所得割額から差し引きます。所得割額から差し引ききれない場合は均等割額に充当し、さらに充当しきれない場合はその額を還付します。

調整控除

平成19年度税制改正で行われた所得税から市民税・府民税への税源移譲により納税者の負担が変わらないよう、人的控除額の差に基づく負担の増加を調整するためのもので、合計所得金額が2,500万円以下の人を対象に下記の額（計算結果が2,500円未満の場合は2,500円）を所得割の金額から差し引きます。

課税総所得金額＋課税譲渡所得金額等の合計		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類		市民税	府民税	市民税	府民税
		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
利益の配当等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

市・府民税と所得税の人的控除額の差

人的控除		控除差	人的控除		控除差
寡婦控除		1万円	配偶者控除		※
ひとり親控除	母	5万円	配偶者特別控除		下表参照
	父	1万円	扶養控除	一般	5万円
勤労学生控除		1万円		特定	18万円
障害者控除	普通	1万円		老人	10万円
	特別	10万円		同居老親	13万円
	同居特別	22万円	基礎控除		5万円

※配偶者控除・配偶者特別控除の差は下記のとおり（調整控除は平成30年度の人的控除の差額が基準となり、配偶者の前年中合計所得金額が55万円未満の場合のみ適用）

		人的控除の差額		
		納税義務者の合計所得金額が		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	480,001円～499,999円	5万円	4万円
		500,000円～549,999円	3万円	2万円
		550,000円～	0円	0円

配当控除

配当所得に総合課税で課税された場合は、次の額を所得割の金額から差し引きます。

令和6年度定額減税 にかかる特別控除

賃金上昇が物価高に追い付かない中での負担緩和のための一時的な措置として、「令和6年度市民税・府民税の定額減税」が実施されます。対象者は、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の人（給与収入のみの場合は年収2,000万円以下の人）で、定額減税の内容は、この「申告の手引き」の1ページ目下部に記載の計算式で算出された額を、所得割の額から控除するものです。